

# 迎春

# 山水里 川

2018

No. 83



東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所看板掲示式（最上川土地改良区事務所）

## 〈 目 次 〉

理事長あいさつ・・・・・・・・・・・・・ 2

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所  
所長挨拶・・・・・・・・・・・・・ 3

平成28年度決算（収入・支出）・・・・・・ 4

財産目録・・・・・・・・・・・・・ 5

第1回・第2回臨時総代会開催・・・・・・・・ 6

長期借入金償還状況・・・・・・・・・・・・・ 7

水・土・里ネット掲示板・・・・・・・・・・ 8～12  
（改良区からのお知らせ）

# 理事長挨拶



理事長

田澤伸一

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

平成三十年度から、稲作農業を取りまく環境が大きく変わります。約半世紀にわたって続いた、米の生産調整（減反）に対し国が関与しなくなるのと、減反に協力した農家に支払われていた直接支払交付金（七五〇〇円）がなくなり、また、国は、土地改良事業を円滑に実施できるよう、

を図って参りたいと思っております。

農地中間管理機構による土地改良事業が可能になるよう、土地改良法等の一部を改正しました。

さて、昨年は好天に恵まれ、かつ適度な降雨もある順調な灌漑期間の始まりとなり、五月十日にはさみだれ大堰を起立していただき、田植えから灌漑期間を終えるまで安定した用水供給ができました。また、組合員の皆様のご理解とご協力のもと、中干し期に揚水機の時間運転を実施させていただきました。用水調整にご尽力いただきましたことに心より感謝申し上げます。今後も用水の安定供給と維持管理費削減の両立を目指した取り組みを継続して負担軽減

は、国営事業の要件を満たさない受益面積五〇〇ha未満の用水路を改修する県営事業で、平成二十五年度より事業を実施しており、「上堰・八カ村堰地区」「上堰下地区」「吉田新堀西野地区」に続き、平成二十九年度は「十一カ村堰地区」の実施設

計を行っております。事業内容は、平行して流れる十一カ村堰と四カ村堰の二本の水路を統合し、一本の水路にする改修工事で、平成三十年度の工事着工を予定しております。

「県営農業水利施設保全合理化事業」は、水利用や水管理の効率化、省力化、水利施設の安全性向上を図るために、農業水利施設の補修、更新等を行う事業で、「長沼堰地区」「町堰地区」「廿六木堰地区」が新規採択されており、平成二十九年度は調査計画が行われております。

平成二十九年度、「常万地区」（平成二十八年年度事業採択）は実施設計・換地業務・水路工事を、「西興野地区」（平成三十一年度事業実施予定）と「狩川東部地区」（平成三十三年度事業実施予定）は調査計画を行っております。

「簡易基盤整備促進事業」は、整備済地区を対象に安価で簡易な再整備を実施する事業で、「高田麦地区」がモデル地区（県下一地区）として選ばれ、排水路の管路化、地下かんがい（暗渠排水）、畦畔除去による区画の拡大を計画しており、平成二十九年度は調査計画が行われ、平成三十年度から工事を実施していく予定となっております。

最後に、本年も役員一丸となって本区運営に努めてまいりますので、組合員の皆様には特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

「県営水利施設整備事業」

「県営ほ場整備事業」は三地区で事業を進めておりま

# ご挨拶



東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

所長 佐々木 俊 幸

新年おめでとうございます。

昨年の八月一日に所長で参りました佐々木と申します。どうぞよろしくお願い致します。

山形県の国営事業所での勤務は、四回目ですが、ここ庄内での勤務は初めてです。しかし、出身が由利本荘市で、鳥海山を見て育ちましたので大変親近感を持って仕事をさせていただきます。

さて、平成二十二年度より本事業の調査が開始し、昨年四月から六月にかけて、事業申請のための同意徴集が行われ、極めて高い同意率のもと、予定どおり八月一日に事業所が開設、十一月十三日には東北農政局主催の開所式を執り行いました。また、開所式に続き、本事業の促進協

議会主催による開所祝賀会も盛大に開催され、改めて本事業に対する期待の大きさを実感したところです。

このように順調な事業のスタートができましたことは、最上川土地改良区の役職員及び総代の皆様並びに組合員の皆様の御尽力の賜であり、この場をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。

改めて本事業の概要について、ご紹介致します。

本地区の対象受益は庄内町を中心とし、鶴岡市、酒田市にまたがる五九二一ヘクタールの水田地帯で、基幹的な頭首工、幹線水路等は国営最上川下流農業水利事業（平成五年度～十三年度）及び国営最上川下流沿岸農業水利事業（平成十三年度～

二十三年度）で改修されております。今回、本事業では、県営かんがい排水事業（昭和四十年～五十二年）等により築造された排水機場及び排水路等について、近年の降雨量の増加や土地利用の変化に伴う湛水被害、施設の老朽化による維持管理労力の増大等に対応するため改修を行うものです。

今年度より、排水機場の実施設計及び排水路の改修工事を開始し、事業工期の平成三十七年度まで、順次、排水機場及び排水路などの改修を行い、計画的に事業を進める所存ですので、引き続き皆様のご理解と協力について、よろしくお願い致します。

最後に、本事業の実施により、湛水被害の軽減や排水機場等農業水利施設の維持管理労力の軽減が図られ、農業生産性の維持向上と、地域特産のおいしい米や野菜など多様な営農の展開につながるよう努めて参ることをお誓い申し上げます、ご挨拶と致します。

## 宮最上川下流左岸農業水利事業所開所式

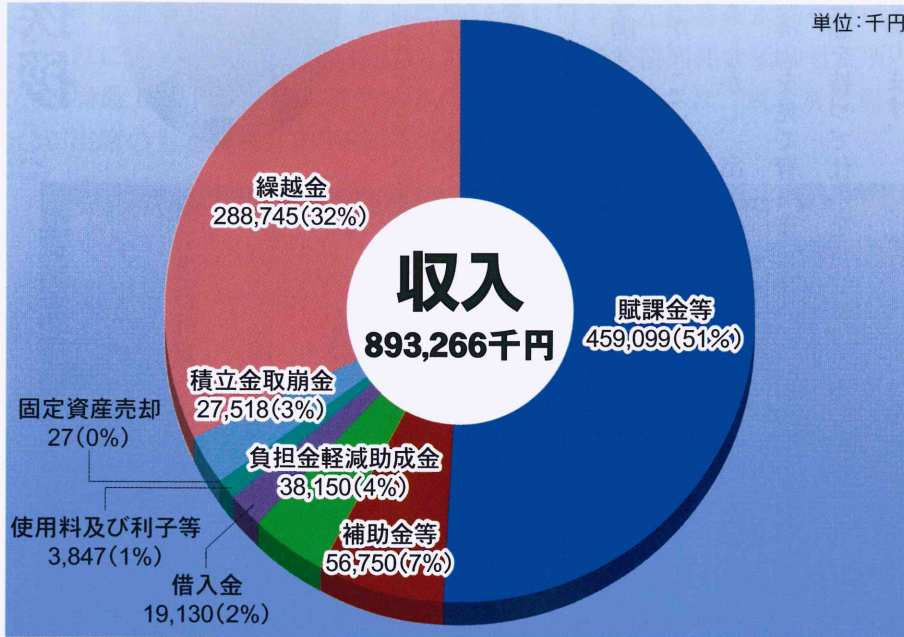


木内東北農政局長による式辞



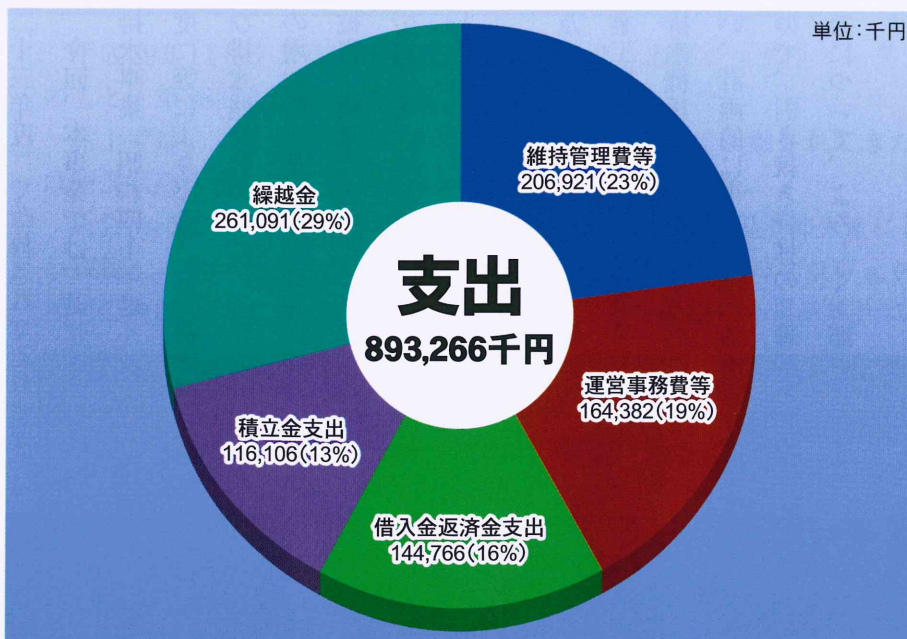
東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所開所式

# 平成28年度決算



<b>賦課金等</b>	<b>459,099</b>
賦課金	455,210
決済金	244
雑収入	3,645
※1 <b>補助金等</b>	<b>56,750</b>
支援費収入(2市1町)	8,400
補助金	17,428
交付金	4,860
受託料	26,062
※2 <b>負担金軽減助成金</b>	<b>38,150</b>
※3 <b>借入金</b>	<b>19,130</b>
<b>使用料及び利子等</b>	<b>3,847</b>
他目的使用料	1,010
基本財産収入(配当金,利子)	470
特定資産収入(利子)	2,367
※4 <b>固定資産売却</b>	<b>27</b>
<b>積立金取崩金</b>	<b>27,518</b>
<b>繰越金</b>	<b>288,745</b>
<b>合計</b>	<b>893,266</b>

- ※1 補助金等について・・・国県市町からの支援費や補助金、受託料、適正化事業の交付金。
- ※2 負担金軽減助成金について・・・県は最上川地区の償還金に対する助成金。
- ※3 借入金について・・・公庫資金借入金（常万地区は場整備事業資金借入金）と平準化資金借入金（無利息）の合計。この内、平準化資金借入金は返済金が高額な工区の賦課金額を一定に保つため借換する借入金で、借換後は無利息。（H28は堀野工区で借入）
- ※4 積立金取崩金について・・・積立金を取崩し、県営かんがい排水事業の負担金等に充当。



<b>維持管理費等</b>	<b>206,921</b>
工事費	492
維持管理費	115,209
適正化事業費	7,503
受託業務費	26,513
調査業務費	7,161
十六合維持管理事業費	8,527
家根合維持管理事業費	4,068
農業経営高度化支援事業費	103
地元交付金	1,730
国営・県営事業負担金	35,615
※5 <b>運営事務費等</b>	<b>164,382</b>
運営事務費	139,144
事務所費	1,901
過年度支出	8,963
支払負担金	4,203
固定資産取得費	4,077
積立金取崩支出	6,094
※6 <b>借入金返済金</b>	<b>144,766</b>
積立金	116,106
予備費	0
※7 <b>繰越金</b>	<b>261,091</b>
<b>合計</b>	<b>893,266</b>

- ※5 借入金返済金について・・・返済の資金は、賦課金と負担金軽減助成金、借入金、繰越金を充当。

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県営排水対策特別事業(改良区)、県は最上川(各工区)、 県は家根合(家根合地区)、県は常万(常万地区)
JA庄内たがわ、JAあまるめ、JA庄内みどり	県は最上川(各工区)

- ※6 積立金について・・・中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています。
- ※7 繰越金について・・・将来、県は最上川地区の償還に充てるための資金が多く含まれるため、繰越金額の割合が大きくなっています。

# 財産目録

(平成29年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部	
科目	金額
1 流動資産	306,435,135
現金及び預金	265,996,412
未収賦課金等	2,273,040
※1 短期未収金	38,165,683
2 固定資産	1,656,465,224
(1) 有形固定資産	389,136,765
(2) 無形固定資産	83,137,195
(3) その他固定資産	1,184,191,264
① 基本財産	160,881,397
② 特定資産	994,765,383
各種積立金	993,601,383
適正化事業拠出金	1,164,000
③ その他資産	28,544,484
長期未収賦課金	7,341,896
建物共済積立金	19,441,400
備品	1,761,188
3 繰延資産	17,287,699
資産合計	1,980,188,058

負債の部	
科目	金額
1 流動負債	150,166,398
※2 未払金	42,424,929
預り金	646,074
※3 借入金	107,095,395
2 固定負債	573,161,462
※4 公庫資金等長期借入金	262,499,008
適正化事業拠出金未払金	660,000
各種引当金	310,002,454
負債合計	723,327,860

正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	1,256,860,198
正味財産合計	1,256,860,198

負債及び正味財産合計	1,980,188,058
------------	---------------

## ※1 短期未収金 (38,165,683円) について・・・

これは平成28年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料です。

## ※2 未払金 (42,424,929円) について・・・

これは平成28年度分の工事代金等で、平成29年6月末までに全額支払っています。

## ※3 借入金 (107,095,395円) について・・・

平成29年度内に返済する金額です。

## ※4 公庫資金等長期借入金 (262,499,008円) について・・・

平成30年度以降に返済する金額です。

# 平成29年第1回臨時総代会開催

去る平成29年8月28日(月)、平成29年第1回臨時総代会が余目第一公民館ホールにおいて開催されました。総代現数55名のうち52名が出席、議長に余目地区選出の和島昇総代が指名されました。田澤理事長挨拶の後に下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り承認・可決されました。

## 議 案

### 【平成28年度】

#### 承認事項

総認第2号 平成28年度最上川土地改良区収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

#### 報告事項

報告第2号 監査報告について

### 【平成29年度】

#### 議決事項

総議第13号 新堰頭首工管理規程の設定について

総議第14号 最上川土地改良区みなし清算基金積立に関する規程の一部改正について

総議第15号 簡易基盤整備促進事業高田麦地区の実施について

総議第16号 平成29年度最上川土地改良区費収入支出第1回補正予算について

総議第17号 不納欠損処分について



議長の和島 昇総代

# 平成29年第2回臨時総代会開催

去る平成29年11月27日(月)、平成29年第2回臨時総代会が余目町農業協同組合事務所3階ホールにおいて開催されました。総代現数55名のうち49名が出席、議長に十六合地区選出の工藤忠一総代が指名されました。田澤理事長挨拶の後に下記議案が慎重審議され、原案通り可決されました。

## 議 案

### 【平成29年度】

#### 議決事項

総議第18号 平成29年度最上川土地改良区費収入支出第2回補正予算について



議長の工藤忠一総代

- |       |         |      |        |       |         |       |        |       |    |       |    |      |        |       |       |       |    |       |    |       |        |       |        |       |       |      |      |       |     |
|-------|---------|------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|----|-------|----|------|--------|-------|-------|-------|----|-------|----|-------|--------|-------|--------|-------|-------|------|------|-------|-----|
| ・高橋義夫 | 副委員長／総代 | ・熊谷護 | 委員長／総代 | ・上林善一 | 副委員長／総代 | ・伊藤雅幸 | 委員長／総代 | ・松田茂夫 | 理事 | ・古畑輝夫 | 理事 | ・高橋弘 | 副部長／理事 | ・齋藤英俊 | 部長／理事 | ・門脇彦彦 | 理事 | ・齋藤敦平 | 理事 | ・佐藤徹基 | 会計担当理事 | ・富樫秀基 | 副部長／理事 | ・齋藤秀基 | 部長／理事 | ・阿部勉 | 副理事長 | ・田澤伸一 | 理事長 |
|-------|---------|------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|----|-------|----|------|--------|-------|-------|-------|----|-------|----|-------|--------|-------|--------|-------|-------|------|------|-------|-----|

総務・工務部会及び  
委員会の現体制

# 長期借入金償還状況

平成30年1月1日 現在

(単位：円/10a)

区分	関係市町	平成29年度賦課金	①平成29年度公庫・農協への償還元利金	②平成29年度緊急支援事業助成金(償還金に充当)	③=①-②で賦課金の償還に充てる額	④平成29年度定時償還(12月10日)後の残元金	賦課最終年度(予定)	
一般	県営排特事業	-	217	0	217	362	(H36)	
	計	5,600	217	0	217	362		
県営最上川地区ほ場整備	5事業区大和工区	庄内	0	797	H21~H30 797	0	341	H23
	6事業区大和南部工区	庄内	0	3,860	H21~H31 785	3,075	4,295	H27
	7-1事業区八栄里工区	庄内	0	4,505	H21~H31 613	3,892	6,362	H28
	7-2事業区上堀野工区	庄内	0	2,992	H21~H30 1,133	1,859	1,632	H25
	7-3事業区余目新田工区	庄内	7,310	5,833	H21~H30 654	5,179	15,877	(H29)
	8-3事業区余目北部工区	庄内	0	1,989	H21~H30 852	1,137	889	H24
	8-4事業区堀野工区	庄内	10,000	7,442	H21~H31 1,108	6,334	31,530	(H32)
	8-5事業区榎島工区	庄内	8,600	6,266	H21~H30 597	5,669	25,960	(H31)
	10-3事業区新堀南部工区	庄内 酒田	0	1,496	H21~H30 1,098	398	426	H26
	11事業区余目南部工区	庄内 酒田	10,000	7,912	H21~H31 932	6,980	23,186	(H31)
	12事業区八栄里北部工区	庄内	4,900	5,887	H21~H30 701	5,186	8,961	(H29)
	13事業区長沼工区	鶴岡	0	1,010	H21~H30 1,010	0	444	H24
	県営家根合地区ほ場整備	庄内	4,200	3,889	0	3,889	40,967	(H39)
県営常万地区ほ場整備	庄内	4,300	7	0	7	13,630	(H52)	

- ※ 滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)
- ※ 下記の事業により償還金の負担軽減策が図られています。 → 対象：県営共通事業・県営最上川地区ほ場整備  
「経営安定対策基盤整備緊急支援事業」(以下「緊急支援事業」という。) → すべての利息を助成・・・表②の欄
- ※ 上記「緊急支援事業」の採択要件は認定農業者への集積です。委託される場合は認定農業者への委託をお願いします。
- ※ ③欄の額より賦課金が多い工区は、本来の償還最終年度より早く賦課が終わり、表の賦課最終年度となります。
- ※ 賦課金より③欄の額が多い工区は繰越金及び予備費を充当し、賦課金を上げないで調整しております。
- ※ 賦課のない工区は「緊急支援事業」の助成金に繰越金を加えて償還金に充てております。
- ※ 個人で一括繰上償還を希望される方は④欄をおおよその支払額の目安にしてください。繰上償還申し込みは毎年7月30日まで
- ※ 償還状況については借替、繰上償還等により毎年数値が変動いたします。
- ※ 常万地区については、賦課最終年度(予定)を最長で、償還期限と同じ平成52年度としておりますが、促進費が入った場合は短縮されることがあります。

## 経営安定対策緊急支援事業助成金一覧表

平成29年4月1日 現在							(単位：円)
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
金額	143,180,000	135,450,000	118,500,000	103,000,000	86,120,000	68,370,000	
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	計
金額	52,500,000	38,150,000	24,420,000	11,580,000	240,000	60,000	781,570,000

- ※ ②欄の緊急支援事業は、国からの助成により、償還利子相当額が助成金として交付されるものです。この事業により総額781,570,000円の助成金を受けて、償還金が減額されています。

# 水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をお願いします！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

**組合員資格得喪通知書**  
下記より組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者	氏名	京田川 太郎	Ⓜ
新資格者	氏名	最上川 一郎	Ⓜ

最上川土地改良区  
理事長 田澤 伸一 殿

1. 資格得喪対象の土地

市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積	㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231	
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245	

【通知用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載してある土地の地積を対象に行われます。移動等がありましたら速やかに通知をお願いします。遅れますと当事者間（貸手、借手）の清算となりますので御承知願います。

また、賦課状況に疑問等がありましたらいつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所願います。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畑に完全に変わる時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務づけられています。決済金は翌年度以降の償還金・経費等を一括繰上償還して頂く為のものです。また、当該年度の賦課金もそのまま賦課されます。

注意して下さい！

## 滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、未納金を支払わなければなりませんのでご注意ください。

## 賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費でございます。未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保するため、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ません。ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。



# 平成29年度 土地改良区賦課金(是認)一覧表

(単位：円)

科目	工区等	10a当り賦課金	是認割合	10a当り是認額
経常賦課	全工区	5,600	100.0%	5,600
〃	十六合地区維持管理	2,200	100.0%	2,200
〃	家根合地区維持管理	2,200	100.0%	2,200
県営ほ場整備事業	余目新田工区	7,310	100.0%	7,310
〃	堀野工区	10,000	100.0%	10,000
〃	槇島工区	8,600	100.0%	8,600
〃	余目南部工区	10,000	100.0%	10,000
〃	八栄里北部工区	4,900	100.0%	4,900
〃	家根合地区	4,200	100.0%	4,200
県営農地整備事業	常万地区	4,300	100.0%	4,300

☆平成29年度農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金の是認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。  
 ☆上記の余目新田工区・八栄里北部工区の賦課金は、平成29年度納入分で完了いたしましたのでお知らせします。

## 経営体育成基盤整備事業(農地再整備事業)高田麦地区

### 1 整備内容

以下の①②を実施(①の工種については選択して実施可)

#### ①農業用排水施設整備

- ・排水路の管路化・・・・・・・・・・・・・草刈労力を大幅に低減
- ・地下かんがい(暗渠排水)・・・・・・・・・・老朽化により機能低下している暗渠排水の更新

#### ②区画整理

- ・畦畔除去による区画拡大・・・・・・・・・・表土均平等の簡易整備(換地処分は行わない)

### 2 事業制度

- ・受益面積の合計が概ね20ha以上であること。
- ・受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、50%以上とすることが見込まれること。
- ・事業の完了時において、受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、担い手農地集約化率(1.0ha以上の連担化率)が事業開始時に対し増加することが見込まれること。

※先要件の詳細については工務第2課までお問い合わせください。

- ・担い手への農地の集積や集約化により最大で7.5%の助成が受けられます。(地元負担金軽減)
- ・事業の実施は県営ほ場整備事業最上川地区(S46~H7)の範囲内とする。
- ・事業費の負担割合は国50(55)%、県27.5%、市町10%、地元12.5(7.5)% ※()は鶴岡市・庄内町

### 3 調査費、事業費、事務費の負担

- ・調査費及び事業費の地元負担金は耕作者の負担とする。
- ・事務費の負担金は耕作者の負担とし事業完了までは500円/10aを、その後償還終了までは150円/10aを最上川土地改良区へ納入する。

### 4 今後の課題(この事業を最上川土地改良区管内で幅広く実施する場合)

- ・地区の規模や優先順位の決め方
- ・事業実施にあたり必須要件である集積や集約化が達成できるか
- ・県や市町の財政状況

## 東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所開所式開催

平成29年8月1日に、東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所が本区建物内に開所されました。それに伴い、去る11月13日(月)、庄内たがわ農業協同組合新余目支所(梵天)2階ホールにて、東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所開所式が開催され、東北農政局長の他、関係者を含め50名の方々のご出席のもと盛大にとり行われました。



謝辞 (田澤伸一理事長)



祝辞 (原田眞樹庄内町長)

## 山形県土地改良大会の開催

平成29年11月7日(火)、山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」において、関係者約400名参加のもと、第36回山形県土地改良大会が開催されました。

席上では、これまで長年にわたって土地改良事業に貢献されてきた方々の表彰が行われ、本区からは阿部勉副理事長が山形県知事感謝状を授与されました。

大会後は庄内農業高校生物生産科の生徒による「樹上脱渋柿生産における「シール貼付け法」の検討と課題」、「食べるシルクで地域に新風を！」という2つのプロジェクト発表の他、山形県農林水産部農村計画課長による基調講話と東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏による記念講演が行われました。



山形県知事感謝状を受け取る  
阿部 勉 副理事長



プロジェクト発表 (庄内農業高校)

# 平成28年度 抑草試験の結果

## (目的)

近年、草刈作業員の高齢化が進み、本区管理水路における草刈作業の負担軽減、安全確保に対する要望が多く寄せられるようになり、作業の省力化は本区としても喫緊の課題となっていた。そこで、雑草を枯らさず水路溝畔崩落の恐れが少ない、抑草剤による管理の可能性を本試験によって検証した。

## (材料と方法)

調査地は、最上川土地改良区管内の中棚放水路法面とし、そこへ5つの試験区を設定し(表1)、これを3ブロック設けた。ここで代表的な雑草であったイタドリ、チガヤ、ヨモギの3種の草丈(1種当り5株/試験区)を、平成28年4月22日から9月5日まで約10日毎に計測した。

表1.試験区の概要

項目	試験区A	試験区B	試験区C	試験区D		試験区E	
草刈実施日※1	—	6/2, 7/12	6/2, 7/12	7/12		6/2	
薬剤散布日	—	—	—	4/25, 7/12		6/2, 7/12	
使用薬剤	—	—	—	混合剤 200倍希釈(100L/10a)		混合剤 200倍希釈(100L/10a)	
				グラスショート	クサクリア	グラスショート	クサクリア
全試験区使用原液量	—	—	—	2.50 ml	0.49 ml	2.50 ml	0.49 ml
全試験区希釈液量	—	—	—	500.00 ml	500.00 ml	500.00 ml	500.00 ml
1試験区当散布量	—	—	—	502.50 ml	500.50 ml	502.50 ml	500.50 ml
1試験区当散布総量	—	—	—	1,000.30 ml		1,000.30 ml	

※1 試験区Bは慣行草刈、試験区C・D・Eは高草刈

## (結果と考察)

刈り払いをせず、雑草3種の成長時期に合わせて、混合剤(抑草剤 グラスショート+クサクリア)を散布することで、抑草効果が得られ、作業面からも効率的であると判断された。その散布時期とは、3種の成長に応じた、①4月中旬～下旬、②5月下旬～6月初旬、③7月中旬～下旬であることが考えられた。また8月以降は、植物の成長度合いが緩やかとなったため、散布の必要はないと判断された。つまり、適期に3回散布することで、草刈作業を軽減あるいは省略できる可能性が考えられた。

## (今後について)

①場所によって繁茂する草の種類や成長期が異なるため、管内全域で同一の散布方法で効果が得られるかどうかの検証が必要である。②散布時期が通水期と重複し、作物への悪影響、風評被害等の問題が発生する可能性がある。③抑草剤と除草剤の区別なく、無秩序に散布されてしまう可能性がある。④散布時期が農繁期と重なる場合、地元委託が困難となる。

以上の課題を解決するのは困難であるため、本区としては、抑草剤散布による溝畔管理は行わず、従来の草刈による管理を基本とし、一方で管理労力軽減のため、部分的に溝畔をコンクリート化することや機械刈りが可能となるよう整備していく方針である。

# 「エコアクション21」に取り組んでいます

最上川土地改良区では、環境省が策定したガイドラインに基づき、「エコアクション21」に取り組み2005年に認証を取得しました。

「エコアクション21」とは、環境への取り組みを効果的・効率的に行うことを目的に、その仕組みを作り実行に繋げ、それらを継続的に改善し、結果を社会に公表するものです。

《Plan→Do→Check→Action》

本区で作成した環境基本方針や環境活動レポートは、ホームページに掲載されていますので是非ご覧ください。

## 施設傭員募集

- 募集人員：若干名  
 応募資格：最上川土地改良区管内に在住で62歳までの健康な方。  
 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務  
 受付期間：平成30年1月31日(水)まで  
 (提出書類) 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出  
 賃金：日額 7,000円くらい  
 採用時期：平成30年4月中旬～平成30年9月中旬



## 水路への排雪

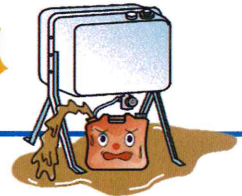
これから降雪量が多くなる時期にかけて、本区管理水路へ排雪する方が増えてきます。これにより、水路が塞ぎ止められ、雪融け時に水が溢れ出る等の問題が毎年発生しています。

水路へは、雪を捨てないようにご理解とご協力をお願い致します。



## 油漏れにご注意を

注意



近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原因者負担となります。

**車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること  
油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと**

を徹底して頂きますようお願いいたします。



油流出処理状況 (新堀地内)

## 水利権の厳守について

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うために、**湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や、冬期湛水のための水配分は出来ません**ので、ご理解を頂きますようお願いいたします。